

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	十津川村

十津川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 十津川村産業課
所在地 奈良県吉野郡十津川村小原 225-1
電話番号 0746-62-0005
FAX番号 0746-62-0210
メールアドレス sangyo@vill.totsukawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、ウサギ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	十津川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額（千円）	被害面積（a）
ニホンザル	水稲	133千円	12a
	野菜	5,299千円	72a
	果樹・その他	449千円	20a
イノシシ	水稲	112千円	10a
	野菜・その他	3,356千円	57a
ニホンジカ	水稲	143千円	13a
	野菜・その他	3,158千円	58a
	杉・桧	12,856千円	2,000a
カワウ	アユ・アマゴ	8,614千円	
ウサギ	水稲	241千円	22a
	野菜・その他	1,371千円	22a
合計		35,732千円	2,286a

(2) 被害の傾向

ニホンザル	<p>村のほぼ全域に生息し、年間を通じて水稲や野菜等への農作物被害が発生している。</p> <p>農作物被害の他、人慣れによって住居侵入及び高齢者や子どもへの人身被害が懸念されている。</p>
イノシシ	<p>春期はタケノコ、夏期から秋期にかけては野菜やいも類、水稲の被害が発生している。</p> <p>近年は、夏季から小型の個体による農作物被害が目立っており、水稲では、収穫量がゼロになった水田もある。</p> <p>また、イノシシによる畦畔や石垣、また住宅の敷地の掘り起こしや崩壊がある。</p>
ニホンジカ	<p>1年を通じて村の全域で農作物被害が発生しており、近年は、侵入防止柵や電気柵を設置しないことには、農作物の栽培ができない状況である。</p> <p>杉・桧の成木、植栽した杉・桧苗、広葉樹、シイタケ原木林の伐採跡地の自然萌芽の新芽も食害されている。</p>
カワウ	<p>ねぐら・コロニーから飛来し、十津川本流及び支流において</p>

	放流したアユやアマゴを食害している。 近年は、秋季以降の飛来も確認され、アマゴの被害が多くなっている。
ウサギ	野菜、水稻の被害が多い。 広域柵のワイヤーメッシュからも侵入して、また、防止柵の網を食い破っての侵入もあり、対策に苦慮している。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害別	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害金額 （千円）	農業被害	14,262千円	9,217千円
	林業被害	12,856千円	9,372千円
	水産業被害	8,614千円	8,000千円
被害面積 （a）	農業被害	286a	176a
	林業被害	2,000a	1,458a
	水産業被害		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会（捕獲従事者）に捕獲を依頼し、有害鳥獣捕獲を実施してきた。</p> <p>1年を通じて有害捕獲を実施するとともに、補助事業を活用し、捕獲数の増加を図った。また、集落周辺に出没する個体を捕獲するため、捕獲檻を整備し、集落へ貸し出しを行った。</p> <p>捕獲後の処分については、自家食用の他は埋設処分としている。ニホンジカ・イノシシについては、資源利用を推進するために「十津川森林の肉加工施設整備事業」により食肉処理施設の整備に対し支援を行った。</p>	<p>捕獲従事者の高齢化が進んでいる。わな猟免許新規取得者はいないが、銃猟免許はハードルが高く、新規取得者が少ない。捕獲従事者の担い手として、農業者をはじめとする村民にわな猟免許の取得を促すとともに、村内に在勤する青年等にも、今後、狩猟免許の取得を推進していく必要がある。併せて、狩猟技術の継承も必要となっている。</p> <p>資源利用を増やすためには、食肉利用できる個体の捕獲技術が必要である。また、食肉処理施設への搬入を促し、食肉利用をさらに推進していく必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>村民が田畑に設置する侵入防止柵や電気柵に対して、資材購入費の50%～70%を補助し、防除施設の普及を行った。</p>	<p>補助事業等により防止施設の設置を推進しているが、設置方法や管理が不十分のため、有害鳥獣の侵入を許しているところ</p>

	<p>広域防止柵については、2,000㎡以上の農地を対象として資材提供の行う事業を実施した。</p>	<p>が多く見受けられる。</p> <p>広域防止柵を設置した農地でも、イノシシの侵入及び被害が多く発生しており、既存の防止柵の補強や改修が必要となっている。</p> <p>サルの対策は、電気柵でないと効果がなく、ステンレスネット柵と併用した電気柵が効果的であることから、農家への普及を促す必要がある。</p> <p>また、サル等の獣を、集落に近寄せないための対策が必要であり、追い払い対策と合わせて防止柵の効果が出るように仕向ける必要がある。</p> <p>また、防止柵の設置や管理が出来ない高齢農家も増加しているため、個人だけではなく、集落住民による整備や管理体制の構築が求められる。</p>
--	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>過疎化や集落周辺の原野化が進み、耕作地周辺の見通しが悪くなり、獣が農地に寄りやすい状況となっている。集落では、有害鳥獣捕獲を実施しているが、一向に獣は減らない状況であり、防止柵に沿ってシカやイノシシなどが出没して、周辺を荒らしている状況である。</p> <p>特に被害を及ぼす個体は、小型のイノシシで、通常の大サイズのイノシシと同等の被害が発生している。小型のイノシシは、くくりわなでの捕獲が難しく、近年、個体数が増加しつつある。また、防止柵の近辺をうろつき、少しの隙間を狙って掘り起こして、侵入する獣が増加している。</p> <p>対策として、引き続き猟友会に有害鳥獣捕獲を依頼し、集落付近に出没する個体を重点的に捕獲することで、個体数を減少させる。</p> <p>防止柵は、効果の高い電気柵及びワイヤーメッシュ柵を推進するとともに、既設のワイヤーメッシュ柵の補強についても村の補助事業を拡充し、農地に侵入できない防止柵を推進して、被害対策に取り組んでいく。</p> <p>鳥獣害対策は、農業者が獣に対する正しい知識を持って対策に取り組むことが重要であり、餌付けとなる農作物の残渣の処理、放任されている果樹の伐採や管理といったソフト面の取り組みが実施されることで、効果が発揮さ</p>
--

れることを周知して、鳥獣害対策を推進していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲については、従来どおり一般社団法人奈良県猟友会十津川支部（以下、十津川支部という。）に依頼する。

有害鳥獣捕獲実施者は、十津川支部から、捕獲実施者の登録申請を受け、村が捕獲実施者として登録し、捕獲実施者名簿を作成して有害鳥獣捕獲の実施体制をとる。

有害鳥獣捕獲の実施については、村長が大字総代等からの被害証明書の提出を受け、十津川支部へ捕獲要請を行う。捕獲許可においては、農業者代表（村長）等からの鳥獣捕獲等許可書の提出を受けて、村長が有害鳥獣の捕獲許可を行い、許可証及び従事者証を交付する。従事者証の交付を受けた捕獲実施者は、十津川支部の9分会において有害鳥獣捕獲を実施する。

有害鳥獣捕獲は十津川村全域を対象とし、ニホンジカ及びイノシシについては奈良県第二種特定鳥獣管理計画に基づいた捕獲を実施する。

捕獲檻は村が必要に応じて整備し、十津川村有害鳥獣駆除連絡協議会が運用を行い、大字及び捕獲実施者からの要請に対して貸出を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ウサギ	対象鳥獣それぞれに適応する捕獲檻を村が整備し、十津川村有害鳥獣駆除連絡協議会より各大字へ貸出を行い、集落付近に出没する個体の捕獲に努める。 また、村は、狩猟者（捕獲従事者）の技術向上及び捕獲の担い手を確保するにあたり、「狩猟技術向上対策事業」、「新規狩猟免許取得者育成事業」を実施するものとする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ウサギ	対象鳥獣については、農作物では侵入防止柵による被害対策が行われているが、日常的に集落や農地周辺に出没しており、個体数を一層減少させる必要がある。 そこで、年間を通じた有害捕獲を実施し、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては、現在の捕獲頭数の実績より5割を上乗せした捕獲数を計画する。
カワウ	近年の捕獲実績と漁業協同組合からの被害情報を元に捕獲計画数を計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ニホンザル	200頭	200頭	200頭
イノシシ	550頭	550頭	550頭
ニホンジカ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
カワウ	60羽	60羽	60羽
ウサギ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容	
ニホンザル	銃猟での捕獲に加え、くくりわなと捕獲檻による捕獲を実施する。 人に慣れている集落付近の個体の捕獲を推進していく。
イノシシ	銃猟での捕獲に加え、くくりわなと捕獲檻による捕獲を実施する。 また、集落付近の被害を及ぼす大型の個体だけでなく、小型の個体も効率的な捕獲に向けた取組を強化していく。
ニホンジカ	銃猟での捕獲に加え、くくりわなと捕獲檻による捕獲を実施する。 特にニホンジカは、個体数を減少させる必要があることから、集落付近のみならず、山林内での捕獲も実施する。
カワウ	風屋ダムと二津野ダムから十津川本流と支流へ飛来する個体の銃猟での捕獲を行う。
ウサギ	銃猟での捕獲に加え、くくりわなと捕獲檻による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
/

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
/	/

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
/	/

	2年度	3年度	4年度
ニホンザル、 イノシシ、 ニホンジカ、 ウサギ	防止柵 1,000m 電気柵 1,500m	防止柵 1,000m 電気柵 2,000m	防止柵 1,000m 電気柵 2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

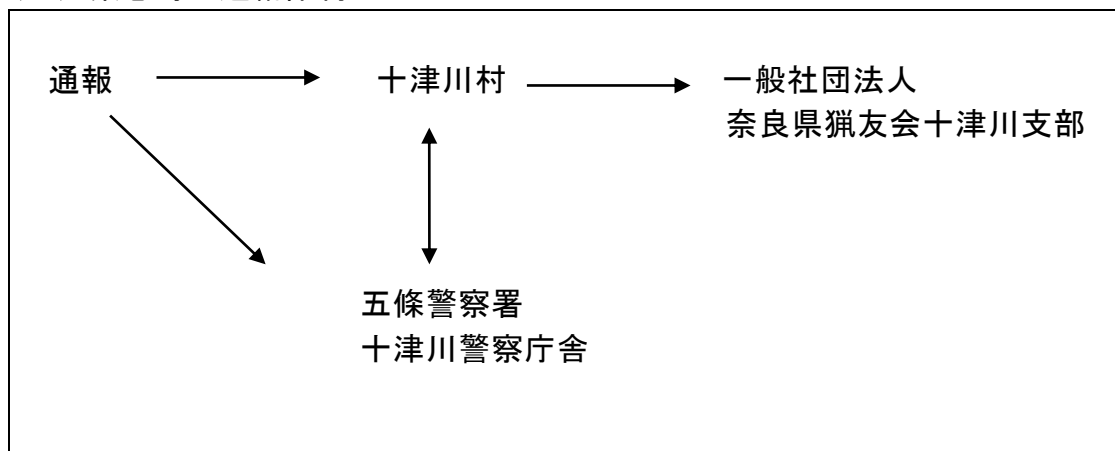
年度	対象鳥獣	取組内容
2~4	ニホンザル、 イノシシ、 ニホンジカ、 ウサギ	広域的な防止柵の設置を引き続き行うとともに、効果の高い電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を推進していく。
2~4	カワウ	ねぐら・コロニーの把握に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
十津川村	関係機関との連絡調整 住民への周知
一般社団法人 奈良県猟友会十津川支部	対象鳥獣の捕獲
五條警察署 十津川警察庁舎	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、適切に埋設処理を行う。
シカ、イノシシについては、自家消費の他、食肉として利用できる個体は食肉処理施設に搬入を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
(1) 食肉利用の現状と課題

現在、村では2カ所の民間の食肉処理施設が運営されている。
食肉処理施設では、捕獲実施者を個体供給者として登録し、食肉として利用できる個体の受入を行っている。
今後、食肉処理を推進していくには、食肉処理施設と連携し、食肉として利用できる個体の捕獲や搬入に取り組む必要がある。

(2) 食肉処理の計画数

対象鳥獣	2年度	3年度	4年度
ニホンジカ	100頭	120頭	140頭
イノシシ	50頭	60頭	70頭

(3) 施設整備

食肉処理頭数を増加させ、安定したジビエの供給が可能となるように、食肉処理施設の整備についての支援を行う。

(4) 特産品としての活用の推進

○村内外の各種イベントへの出展やPR活動を行う。
○ジビエ料理のメニュー開発に対する事業や支援を実施。
○学校給食の献立としての利用を検討。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	十津川村有害鳥獣駆除連絡協議会
構成機関の名称	役割
十津川村	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・情報の提供 ・鳥獣害対策の実施 ・捕獲機材の貸出
奈良県南部農林振興事務所 林業振興第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供と助言、指導
一般社団法人 奈良県猟友会十津川支部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
十津川村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供
十津川村森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握

十津川村漁業協同組合	
鳥獣保護管理員	
奈良県農業協同組合 十津川村出張所	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
奈良県南部農林振興事務所 農業普及課	・情報の提供と助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止対策実施隊の設置については、今後、協議会構成機関等で協議していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

猟友会による駆除のみならず、自らによる防止柵の設置等を実施してもらう必要がある。野生動物の生態や対策等を学んでもらい、住民同士で助け合いながら被害防除を実施していくように促していく。